

資料 5 電気自動車用充電設備を整備する事業者を支援します

本市では、昨年 2 月に「射水市ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050 年カーボンニュートラル実現に向けた取組を推進しています。

令和 6 年度から、充電インフラ導入支援事業費補助金の制度を創設し、事務所や工場等に電気自動車用充電設備を設置する事業者を支援します。事業者が所有する社用車等の電気自動車普及を促進し、自動車から排出される温室効果ガスの削減を図ることで、本市における脱炭素化の取組を推進します。

1 補助対象者

- (1) 市内に補助対象充電設備を整備する市内の法人
- (2) 市内に補助対象充電設備を整備するリース事業者（市内の法人と契約していること）

2 補助対象事業

国補助金*の採択を受けて補助対象設備を整備する事業

3 補助対象設備

次に掲げるすべての要件を満たすもの

- (1) 国補助金の交付対象となっている充電設備であって、国補助金の額の確定通知を受けていること。
- (2) 市内の事務所、工場等に設置されたものであること。
- (3) 新品であること（中古品又は新古品ではないこと。）。)

4 補助金額

充電設備の購入に要する費用に対して交付を受けた国補助金の確定額の 1/2 の額

- (1) 急速充電設備・・・上限額：150 万円
- (2) 普通充電設備・・・上限額：10 万円

国補助金の確定額 (購入価格の 1/2)	市補助金の金額 (国補助金の 1/2)	事業者負担額
-------------------------	------------------------	--------

5 補助制度開始日

令和 6 年 4 月 1 日

※国補助金：一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」のうち「マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）」